

平成30年度
農林水産省独立行政法人評価有識者会議
家畜改良センター一部会

平成30年7月13日

農 林 水 産 省

午後1時30分 開会

○関村室長 委員の吉澤委員は今日出席の予定で伺っておりますが、多分こちらに向かっている最中だと思います。ただ、時間を明確に連絡をいただいておりますので、すみません、時間になりましたので、ただいまから平成30年度農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を開催いたします。

各委員の皆様方、また、センターの役職員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行は、畜産振興課の畜産技術室長をやっております関村が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、部会を始めるに当たりまして、畜産振興課長の方からご挨拶申し上げます。

○伏見課長 畜産振興課長の伏見でございます。よろしくお願いいたします。

去年の4月から課長をさせていただいておりますので、委員の皆様方には一回顔を拝見させていただいているというところでございます。

それでは、私の方から一言ご挨拶申し上げます。

まず、初めに、家畜改良センター部会の委員の皆様方におかれましては、本日は猛暑の中というところで、また御多忙中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、家畜改良センターの役職員の皆様方におかれましては、日頃より農林水産省が推進する施策に多大なる御尽力をいただいていることに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

もう1週間前になりますけれども、平成30年7月の豪雨の関係で大きな被害が出ているところがございますけれども、家畜改良センター、真っ先に粗飼料の関係、発電機、動力噴霧器、水タンク、マスク・ゴーグル等の資材を即時提供できる態勢を準備していただいております。また、家畜の移動等がございましたら、すぐに対応できるような人の手配もしていただいておりますところを御紹介したいと思います。

独立行政法人の評価制度が新たな制度に移行してから、今回で4年目となります。ご承知のとおり、平成26年度業務実績の評価より農林水産大臣が評価を行う新制度に移行いたしました。実務的には我々で評価を行うこととなりますが、その前にこのような場を設けさせていただきまして、有識者の方々のご意見をいただき、評価を決定していくところがございます。

本日は、第4期中期目標期間の2年目である平成29年度業務実績の評価についてご意見

をいただきたいと思います。平成29年度の業務といたしましては、中期目標等に即して着実に業務を遂行されていると承知しております。その中で、外部支援対応といたしまして、当省の要請を踏まえまして、香川県で発生した鳥インフルエンザ防疫作業への人的支援、九州北部豪雨に対する粗飼料提供など、大変貢献していただいた他に、今年の3月に岩手牧場がJGAP家畜・畜産物の認証を取得され、畜産版のGAP認証の推進のモデル事例として、その普及に寄与していただくことを期待しております。

最近の情勢でございますけれども、畜産農家の飼養戸数の減少、子牛価格等の高止まりということで、また乳用後継牛の不足という状況がございます。我が国畜産の生産基盤の強化は待ったなしの状況でございます。家畜改良センターは、日本の畜産技術の総本山ということでございますので、我が国畜産の発展と、国民の豊かで安全な食生活の確保を図るために、センターの充実強化は欠かせないと考えております。

本日は、委員の皆様から忌憚なきご意見をいただき、私どもの評価の参考にさせていただきたいと思っております。このようなプロセスを経て適切な評価書を作成し、センターのより一層の発展につなげていきたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○関村室長 それでは、議事に入ります前に、本日の配布資料を確認させていただきたいと思っております。お手元の資料で配布資料一覧がまず上にあるかと思っておりますが、資料1から7までと、参考資料1から4まであります。資料1から3までは1枚紙で、資料4-1が53ページの綴じている資料、4-2はまた1枚紙でございます、資料5が39ページの綴じてあります資料、それと資料6、7がそれぞれ1枚ずつの資料になっております。それと、参考資料1から3までは綴じてある資料が3種類、それと参考資料4がまた1枚紙ということでございます。このほかに机上配布資料といたしまして、冊子になっています「平成29年度事業の概要」という綴じてあるものと、あと追加で農林水産省の、先ほど伏見課長の挨拶の中で触れさせていただきましたが、7月の豪雨による被害状況等についてということで、ホームページに掲載しております資料をお配りさせていただいております。こちらは後ほど御覧になっていただければと思います。

以上の資料を用意させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。

なければ、議事を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入る前にもう一つ、本日の出席者をご紹介させていただきたいと思っております。すみません、吉澤委員、今みえられました。出席いただいている方は昨年の家畜改

良センター部会にも多くの方が出ていただいておりますが、改めて御紹介をさせていただきます。

○珠玖課長補佐 では、私、今年1月からなのでございますけれども、家畜改良センター調整班担当になりました珠玖と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方から今日の出席者の方をご紹介させていただきます。

まず、4名の委員の先生方、ご紹介をさせていただきます。

まず、私の手前の居在家委員でございます。

○居在家委員 居在家です。

○珠玖課長補佐 そのお隣、野村委員でございます。

○野村委員 よろしくお願ひします。

○珠玖課長補佐 そのお隣、藤川委員でございます。

○藤川委員 藤川です。よろしくお願ひします。

○珠玖課長補佐 それから、そのお隣、吉澤委員でございます。

○吉澤委員 吉澤です。すみません、遅くなりまして。

○珠玖課長補佐 引き続きまして、家畜改良センターの役員の方をご紹介させていただきます。

まず、入江理事長でございます。

○入江理事長 よろしくお願ひいたします。

○珠玖課長補佐 そのお隣、藁田理事でございます。

○藁田理事 藁田でございます。今日はよろしくお願ひします。

○珠玖課長補佐 そのお隣、橋本理事でございます。

○橋本理事 橋本です。よろしくお願ひいたします。

○珠玖課長補佐 それから、入江理事長のまたお隣になりますけれども、小谷監事でございます。

○小谷監事 よろしくお願ひします。

○珠玖課長補佐 そのお隣、佐藤監事でございます。

○佐藤監事 よろしくお願ひいたします。

○珠玖課長補佐 このほか、部長等もご出席いただいております。

それから、最後になりますけれども、事務局を務めさせていただきます珠玖でございます。改めてでございますけれども、よろしくお願ひいたします。

○関村室長 それでは、引き続きまして、独立行政法人の評価体制及び実施手順につきまして説明させていただきます。

○珠玖課長補佐 それでは、私から説明をさせていただきます。

資料3になります。

資料の3、「農林水産省における独立行政法人の評価体制と評価の手順について」という資料でございます。御確認いただければと思います。

この農林水産省による評価の実施についてでございますけれども、独立行政法人通則法に基づきまして、平成27年度、すなわち平成26年度業務実績の評価から農林水産大臣自らが所管する独立行政法人の業績評価を実施いたしまして、その評価案の作成に当たっては農林水産省においては農林水産省独立行政法人評価有識者会議、この会議でございますけれども、有識者会議を設けまして、有識者の意見を聴取することとなっております。

有識者会議は評価を決定する場というところではなくて、大臣が評価を作成するに当たっての意見聴取の場という位置付けでございます。

2のところの評価の手順でございます。

①のところセンター、法人から自己評価書の提出をいただきまして、本日がこの②、③に当たるところでございます。法人の役員の方からヒアリングをいたしまして、有識者の先生方から意見を聴取するという位置付けになってございます。その後、この④のところでございますけれども、評価書案を作成することになり、法人の自己評価に有識者の皆様のご意見、行政判断を加味いたしまして、当課が評価書の案を作成することになります。その後、大臣官房広報評価課で評価書案の点検が行われまして、その後、決裁、評価書が決定する。それで、⑦のところでございますけれども、評価書の通知、公表という手順になってございます。

3のところでございますけれども、評価基準が記載してございます。定量的評価指標、定性的評価指標とございます。SからDまでございます。この27年度から評価基準が変更されまして、従来のA評価は新たな基準のB評価に相当するものでございます。

以上でございます。

○関村室長 それでは、ここから具体的な議事に入りたいと思います。

本日は平成29年度業務実績の評価をご審議いただくこととなっておりますが、終了予定時間は15時半を考えているところでございます。タイトな時間の中で審議をしていただきますので、御説明等、ポイントを絞って簡潔にいただければと考えているところでご

ございます。

それでは、平成29年度の業務実績と自己評価につきまして、家畜改良センターから説明をお願いしたいと思いますが、効率的に進めるにあたり、例年と同様に、実績報告書の中の第1の1から第1の6までということで、一回切らせていただいて、その後、質疑応答をさせていただき、再度説明を再開していただいて質疑応答をする形で、二部構成で質疑応答を行わせていただきたいと思いますと考えております。

センターの業務説明が終わった後に事務局のほうから、29年度業務実績の評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項につきまして、その概要と事務局の評価の考え方を説明させていただきます。

委員の皆様方からは、センターの業務説明、事務局からの検討が必要と考えられる事項に関する説明を一通り聞いていただいた後に、改めてセンターの自己評価に対する御意見をいただきたいと思っております。

それでは、家畜改良センターからご説明をお願いいたします。

○松本改良部長 では、資料としましては、資料4-1、こちらに基づいて説明させていただきます。

先ほど御案内でもありましたとおり、説明時間は短くということですので、口頭で説明させていただくような形にしたいと思います。

まず初めに、資料をめくっていただいて、第1、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置のうち、その部分の1の(1)全国的な改良の推進という部分であります。こちらにつきましては、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者、学識経験者、そういった有識者の参画を得まして、全国的な家畜改良を推進するための会議というのを開催してまいりました。こちらにつきましては、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、そういった畜種ごとに会議を開催してまいりました。

そういう中で、例えばその乳用牛につきましては、現在、後代検定といって、雄牛の能力を測る検定、酪農家の乳牛を借りながらやっているんですけども、その後代検定をいかにして効率的にやっていくかというふうな議論をしたというところでございます。

(2) 遺伝的能力評価の実施の部分でございまして、こちらの方につきましては、乳用牛、肉用牛及び豚の全国的な遺伝的能力評価というのを定期的に行い、公表したというところでございます。

前回、A評価をいただきました乳用牛につきましては、検定済み種雄牛と経産牛につい

て計画を前倒してゲノミック評価が可能となったということで、A評価をいただいたところでございます。

こちらの方につきましては、今年度は関係者と調整を行って、平成30年8月、間もなくなんですけれども、対象の若い牛ですね、まだ農家の方に精液を配布していない候補種雄牛であったり、まだ子供を産んでいない雌牛、未経産牛であったり、そういうゲノミック評価を行うことによって、これがその能力が高いかどうか、それによって後継の牛をとったり、精液を配布するような牛にする、そういった判断をするための材料というふうなことで、これまで評価を行っていた2月に1回だったのを、それを毎月評価するというようなことについて関係者で調整を行いまして、8月から毎月評価になるというふうなところで、ゲノミック評価の公表というのをやっているところでございます。

それから、(3)の部分、種畜検査の実施という部分でございます。そもそも種畜検査とは、雄の牛、馬、豚ですね、これの交配や精液利用に伴って、家畜の伝染性疾病が全国的に蔓延することを防止するというふうなことで、家畜改良増殖法に基づいて、家畜改良センターが実施する検査ということになっております。こちらにつきましては、検査申請があった牛、馬及び豚5,520頭全てについて種畜検査を行ったというところでございます。

それから、(4)飼養管理の改善等への取組の部分でございます。こちらにつきましては、肉用牛の繁殖雌牛の増頭対策の支援を図るということで、血液成分の検査結果に基づいて、栄養状態を監視する代謝プロファイルテスト技術を用いた飼養管理技術に関する講習、それから先ほど伏見課長のご挨拶の中でもありました農場HACCPの認証牧場である乳牛を飼養する岩手牧場における農場管理技術の講習会の開催、そういった取組を行ったというところでございます。

それから、その次、第1の2に移ります。畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等という部分でございます。

こちらにつきましては、(1)種畜・種きん等の生産・供給という部分であります。こちらについて、乳用牛につきましては、丈夫で長持ちする乳用牛というのを今求められているところでありまして、それに必要な能力である泌乳持続性に優れた候補種雄牛の作出というようなところに努めて、以降、そういった候補種雄牛を提供してきたというところでございます。

それから、肉用牛については、和牛については我が国固有の遺伝資源ということで、海外からそういう資源を持ってくることができないので、今、肉用牛で問題になっている、

近交係数の上昇を防ぐことができるような牛ということで、メインの血統ではない牛ですね、そういった牛をもとにした候補種雄牛の作出というのに取り組んでいるところでございます。

それから、その次、豚につきましては、農家段階では多産と肉質向上というのを図るために、ランドレース種という豚と大ヨークシャー種という豚とデュロック種という豚、その3つの豚を掛け合わせて豚肉になる豚を生産するという形をとっておるんですけれども、家畜改良センターではその3つのそれぞれの品種について育種を行って、種豚農家に供給してきたというところでございます。

それから、鶏につきましては、全国各地で銘柄鶏とか地鶏とかいった生産の取組が全国で行われているところであります。そういった銘柄鶏とか地鶏の生産の向上を図っていくためには、なかなかそういった鶏同士を組み合わせるだけでは生産性が上がらないというふうなことから、その生産性を上げる相手となる鶏を家畜改良センターの方では供給するというふうなことで、能力のすぐれた優良な種鶏の供給というのに取り組んできたというふうなところでございます。

その次、次のページに移りまして、第1の2の(2)6次産業化の推進に対応した育種素材の提供という部分でございます。こちらにつきましては、牛、豚、鶏といった、そのメインの家畜の部分だけではなくて、そのめん山羊でありますとか、あと和牛でありまして日本短角種といったものでありますとか、そういった特色のある家畜を利用して畜産物を生産するというふうな取組が全国各地で行われているというふうなところもありますので、そういったところに対して育種のもととなる資源を供給するというふうな取組を行ってきたところでございます。

それから、(3)の部分、家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用というところでございます。こちらの方につきましては、農研機構がジーンバンク事業を行っております。それに協力しまして、その牛、馬、めん山羊等の生体、または受精卵で保存するといったような取組を行ってきたというところでございます。

それから、その次、第1の3の部分、飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等の部分でございます。

この部分の次の(1)飼料作物種苗の生産・供給の部分でございます。こちらにつきましては、家畜改良センターでやっている仕事というのは、その全体の飼料作物の種子の流れの話をしますと、まず初めに研究機関等で新しい品種の種子が開発されると、その新し

く開発された種子を他品種と交雑することなく純粋に増殖していく、そういった仕事を家畜改良センターの方でやっております。家畜改良センターで増殖された種子は、アメリカなどの海外で増殖されて農家の方に、日本の畜産農家に渡るといような形になっています。

そういう意味で、開発された品種を純粋に増殖する、そういった仕事を家畜改良センターではやっておるといところでございます。

それから、(2) 飼料作物優良品種の普及支援という部分でございます。こちらにつきましては、そういった形で開発されました新品種について、試験を実施しまして、実際の栽培試験を実施しまして、そういった新品種の普及やら、今後また新たに開発する品種、そういった品種開発に利用できるような試験データをそういう試験研究機関等に提供したといところでございます。

(3) の部分、飼料作物の遺伝資源の保存というふうな部分でございます。こちらにつきましては、先ほど家畜の方で説明したとおり、ジーンバンク事業に協力しまして、飼料作物の種子や植物体を保存しているというふうなところでございます。

それから、第1の4、国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査といところでございます。

こちらにつきましては、ちょっと資料を御確認ください。こちらの分厚い資料になるんですけれども、平成29年度事業の概要という冊子になります。こちらの資料の162ページをご確認ください。

ちょっとこの部分に関しましては、後々、資料4のところで出てくる評価を行うに際し特に検討が必要と考える事項の部分と重なりますので、ちょっと丁寧に説明させていただきます。

162ページのところで書かれているのは、総括の部分で書かれているとおり、種苗の検査に係るマネジメントレビュー、技能試験、内部監査等の品質管理活動の実施、I S T A の査察への的確な対応等により、I S T A 認定検査所としての認定ステータスを維持したと書かれている部分でございます。こちらにつきましては、まず初め、I S T A というものについて、下のほうの囲みで書いていますが、I S T A というのはこちらに書いていますとおり、国際種子検査協会といところでございまして、こちらにつきましては、先ほど説明したとおり、種子に関しては、日本の中で開発されて海外で増殖されて日本に戻ってくるというふうな、国際間で流通するようなものですが、そういった国際間で流通する

ものの種子について、そういった流れを円滑化するため、種子の検査方法について国際基準を作成して普及する組織、それがISTAというふうな組織でございます。

そこが、ISTAについては、ISTAの方法に基づいた検査を行うところということで、認定検査所というふうな形で、それぞれISTAがここはそういう技術を持っていますねということを認定するというふうな形をとっております。それについて、家畜改良センターでは長野支場がそのISTAの認定検査所というふうなことになっているところでございます。

こちらにつきましては、そのISTAが定める技術をどれぐらいの技術水準にあるかということを確認するということというふうなものでございまして、平成29年はその3年に1回の年に当たりまして、ISTAによる長野支場の監査が行われたというところでございます。

そちらにつきましては、説明のところの③に書いていますとおり、ISTAの査察に対して証拠書類の提示や検査の実演を行って、長野支場の検査所としての適切性が確認されたことから、長野支場のISTA認定が維持されたというふうなことでございます。

こちらにつきましては、これまで長野支場のほうではISTAの監査を6回受けてきました。もう3年に1回の形で6回受けてきたというふうなところでございます。そういう中で、これまでさまざまな指摘を受けてきて改善してきたというふうなこともあって、最後のISTAの監査の総括では、検査及びシステムの活動に関しては非常に正確な記録を有している、監査員への情報提供及び意見の受入れに対してオープンで熱心である、ISTAの証明書発行のためのプロフェッショナルな試料採取及び検査を実行し、チームとしての能力を発揮しているといった良好な評価を受けたというところでございます。

そういった形で家畜改良センターの業務をこれまでの確に実施してまいって、それぞれの項目についてBの自己評価を行っているというふうなところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○俵積田技術統括役 続きます、5の調査・研究及び講習・指導のうち、(1)調査・研究について説明申し上げます。

調査・研究のアでございます。有用形質関連遺伝子等の解析につきましては、乳用牛から肉用牛、豚、鶏まで各畜種で繁殖能力、産肉能力等について遺伝子解析を進めております。いずれも年度計画を達成しておりますけれども、このうち肉用牛につきましては自己評価をAとしております。こちらについては、先ほどの厚い資料、29年度事業の概要169

ページをご覧くださいいただければと思います。

センターでは、調査・研究を実施するに当たりましては、外部有識者を委員とする外部評価会議を開催しておりますけれども、こちらの外部評価委員から一番上のところにありますとおり、3名の委員からS、A、Aという評価をいただいております。こちらは、29年度につきましては40頭のサンプルを集めるという計画でございましたけれども、125頭のサンプルを集めて、前年度の集めた58頭と合わせて、合計183頭につきましては、イノシン酸、タウリンの遺伝子解析を行っております。

表の1にイノシン酸とタウリンのその実際に含まれる含量と遺伝子型との関係を示してございますけれども、いずれも遺伝子型との関係で望ましい有意差があるということが判明しております。

また、表2では、遺伝子型と品種との関係でございますけれども、品種間でタウリンの遺伝子型頻度に差があるということが判明をしております。

こうした成果に対し、外部委員からはマーカーアシスト選抜に利用できる可能性がある、またサンプルも非常に多く集めているということで、高い評価をいただいております。

資料の4-1に戻っていただきます。

遺伝子解析の次のイの食肉の食味に関する客観的評価手法の開発でございます。こちらは、まず（ア）の新たな食肉のおいしさの指標の検討につきましては、牛肉、豚肉、鶏肉それぞれについて、食味の識別訓練をした分析型パネルと言われる評価者による官能評価と、食肉中の成分に関する理化学分析を行いまして、食味に関する評価手法の検討を行いました。

また、（イ）でございますけれども、黒毛和牛肉の輸出拡大戦略に寄与するため、外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性に関する調査を行いました。本調査につきましては、30年度末の調査結果の取りまとめに向けて、輸出対象国における嗜好性の評価に必要なデータが大幅に進んだということで、こちらについても自己評価をAとしてございます。

こちらについては188ページをご覧くださいいただければと思います。

本調査では、外国人の方に牛肉を試食していただいて、黒毛和牛肉の特徴である和牛香を識別できたかどうか、その試食をしていただいた牛肉を好むかどうか、その場合、好む理由は何か、風味であるとか、あるいはそれともやわらかさ、ジューシーさであるのかということを調査しております。それについて、国、地域ごとの分析を行うというものでございます。

189ページをご覧いただければと思いますが、29年度は輸出E X P Oにおいて223名、F O O D E Xにおいて424名、合計647名のデータを収集いたしました。前年度が168名ということでございますので、大幅にデータ収集が進んだということでございます。

大まかな結果につきましては、190ページをご覧いただければと思います。

試食していただいた外国人の方々において、和牛香を識別し、試食した牛肉を好んだ理由に香りとか風味を選択していただいた方の割合、これを円グラフで示してございます。この濃い部分はその風味を選択した方の割合でございますけれども、イギリス、オーストラリア、アメリカ、これらの国では風味を選択した方が多い。一方で、アジア圏、具体的には中国、韓国、香港、台湾、こういったところでございますけれども、こういったところでは濃いところが少なくなっておりまして、好む理由としては、むしろやわらかさ、ジューシーさ、そういったところが選ばれる理由になっております。

従って、こういった国々の特性に応じた輸出戦略を講じていくに当たって、有効な調査結果になるのではないかとこのように考えております。

資料の4-1にまた戻っていただきます。

ウの豚の胚移植技術の開発につきましては、他の種豚場などから優良種豚を導入する場合に疾病リスクが伴いますので、これを低減するのに有効な胚移植技術を開発するため、ガラス化胚の保存胚の融解方法、胚の非外科的移植器具の材料、形状等について調査を行っております。ガラス化保存胚の融解方法については、胚を入れるシリンジの加温温度、希釈液の液量等について調査を行い、非外科的移植については頸管の細い未經産豚でも挿入が容易な器具を試作しております。

その次、エの黒毛和種における短期肥育技術等の開発につきましては、国の家畜改良増殖目標に掲げられました肉用牛の肥育期間の短縮を実現するということを目指しまして、出荷月齢24～26か月齢において枝肉重量が概ね480kg以上になるような短期肥育技術の開発に取り組んでおります。また、8か月齢時の体重を概ね270kg以上とする早期離乳プログラムを開発するため、哺乳期における哺乳量の違い等の飼養管理が育成期の発育に及ぼす影響等について調査を行っております。

29年度につきましては、肥育牛の飼料摂取量、発育性、産肉性を調査し、出荷が終わりました調査牛については収益性の試算を行っております。

その次、オの放射性セシウム低減技術等の開発でございます。

こちらについては2項目ございまして、1つは放射性セシウムに汚染された飼料を給与

した場合、牧草から肉用牛への放射性セシウムの移行・吸収動態を調査するというものでございます。こちらについては、自己評価をCとしてございます。

こちらについては216ページをご覧くださいいただけます。

本調査では、北里大学との共同試験ということで実施をしておりますけれども、センターでのサンプリングについては計画どおり実施しましたけれども、分析を実施しております北里大学での分析機器の不調等により分析が遅れたということで、自己評価をCとしております。

217ページに概要がございます。外部評価委員からの評価でもBとDという評価になっております。

年度計画では、こちらにつきましては放射性セシウムに汚染された飼料を給与して放射性セシウムの移行・吸収動態を調査するということになっておりますけれども、現在は放射性セシウム濃度の高い牧草の確保が困難でございますので、安定同位体のセシウムを含む塩化セシウムを経口投与5頭、静脈注射5頭、計10頭に投与して調査を行っております。

表の1にサンプリングのスケジュールがございますけれども、この投与後のスケジュールに沿ってサンプリングを行っております。サンプリングした試料につきましては、北里大学に送付をいたしましたけれども、先ほど申し上げたとおり、分析機器の不調により、実際に分析が行われ始めたのが3月末ということで、6月にはデータをいただいたんですが、年度内に終了しなかったということで、評価委員から先ほど申し上げたBとDという評価をいただいております。

資料4-1に戻っていただきます。

もう一点、放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索・調査ということがございますけれども、こちらについては小規模な実験ほ場を利用いたしまして、福島県で栽培可能な放射性セシウムを吸収しにくい草種を探索するというので、イネ科牧草8草種15品種を栽培して、牧草中の放射性セシウム濃度、土壌からの放射性セシウムの移行を調査しております。

以上です。

○犬塚企画調整部長 引き続きまして、資料4-1の下から4行目の(2)講習・指導について説明をさせていただきます。

まずは、「中央畜産技術研修会」ですが、これは農林水産省が策定する中央畜産技術研修計画に基づき実施するもので、29年度は21回開催し、688名の研修生を受け入れており

ます。

次に、「個別研修等の実施」ですが、都道府県、団体などからの依頼を受けて個別研修を実施したり、団体などが自ら実施する研修を受け入れる年度計画を立てており、センター一本所含めて10の牧場で研修などを実施し、研修生1,184名を受け入れております。「海外技術協力の実施」では、JICAなどの団体からの依頼を受けて、海外から59名の研修生を受け入れました。

いずれも研修生の理解度80%以上という計画を掲げておりまして、これらを達成したことからB評価としております。

次に、ページをめくっていただいて、「家畜改良増殖法等に基づく検査」であります。「家畜改良増殖法に基づく立入検査等」では、立入検査の実施に必要な能力を有する職員を20名程度確保すること、その確保に向けて職員講習を1回は行うことを計画としており、検査員24名を確保し、講習会を1回開催したことからB評価としております。

次に、「種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査」では、農林水産大臣の指示に従い検査を実施することとしており、飼料作物の指定種苗検査を59業者、1,122点に対して実施しました。また、指定種苗の検査やカルタヘナ法に基づく立入検査に必要な能力を有する職員を10名程度確保し、その確保に向けて講習を行う計画としており、検査員を指定種苗検査では14名、カルタヘナ法に基づく検査では11名確保し、講習会も実施しておりますのでB評価としております。

以上です。

○関村室長 ありがとうございます。

ここで第1の6のところまでについて質疑に入りたいと思います。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

藤川委員、お願いします。

○藤川委員 すみません、放射性セシウムの話なんですけれども、北里大学から何かに不備があって、北里大学からデータが実際に届くのがかなり遅かったみたいな話は聞こえたんですが、何が問題だったのかがいま一つよくわからないので教えてください。

○俵積田技術統括役 センターで採取をしました血液、尿、それと筋肉、こういったサンプルを北里大学に送りまして、北里大学でICP-MSという機械を使って分析をするんですが、その機械がなかなか順調に動かなかったり、そのサンプルを入れて動かしたけれども安定したデータが得られなかったということで、分析が年度内に終了しなかったとい

うことをございます。

○藤川委員 それは、センターとしては北里大学の進捗をきちんと管理できていなかったからCという、そういうことなんですか。北里が悪いじゃんというふうに言ってしまうと、そこら辺の関係がよくわからないので。

○俵積田技術統括役 私どもとしては、その節目節目といえますか、北里大学にはその進捗状況を常に確認をしておりました。北里大学でも、機械が動いたり動かなかったりという状況はありましたが、年度内には何とか終わりますよということで、何回かお返事はいただいていたいて、我々もそういうお返事をいただいている以上、じゃよろしくお願ひしますということをお願いをしておったんですけれども、結果として年度内に分析結果をいただけなかったということで、私どもとしては必要な進行管理といえますか、確認をしたつもりではございますけれども、調査・研究として見た場合には、やはりそれは北里大学の責任とはいえ、その必要なデータをいただいているし、実際、外部評価委員からお一人からはDという評価をいただいておりますので、やはりそういう中では私どもとしては、これはCという評価をせざるを得ないという判断をしております。

○藤川委員 そういう責任関係をどう評価するかというのがBとDに分かれたという部分も若干あるんでしょうかね。

○俵積田技術統括役 そうですね。

○関村室長 その件につきましては、こちらの事務局の方からも意見を後ほど説明させていただきます。

○藤川委員 じゃ後で、ということですね。

○関村室長 とりあえず質問等を先に受けたいと思います。

○野村委員 まず5の肉用牛の遺伝子解析でSの評価が出されていますが、外部評価委員もS1名、A2名という評価が出されていますよね。これ確認をさせていただきたいのですけれども、黒毛和種183頭について調べたということですが、この183頭というのはどういう個体なのですか。

○俵積田技術統括役 センターで理化学データを保有している牛です。

○野村委員 センターで繋養している牛ということですか。

その下の表の2で、タウリンに関するところの542頭というのは、どういう個体なのですか。

○俵積田技術統括役 センターの牛でございます。黒毛和種542頭、短角、褐毛、アンガス、

ホルスタインと。

○野村委員 全部これセンターのということですね。

○俵積田技術統括役 はい。1,184頭でございます。

○野村委員 ちょっと気になることがあります。このタウリンに関する表の2では、大文字のQの遺伝子のほうが好ましいということですよ。そうすると、小文字の遺伝子のほうは好ましくないとする、短角の場合だったら、小文字のqと大文字のQを識別して、大文字のQのを選抜することで、大幅に改良は進むと思うのですが、もし黒毛和種のセンターが繋養している542頭が黒毛和種全体を代表しているものとみなせばと考えるならば、改良にはあまり大きくは貢献しないのではないかと思います。なぜなら、小文字のqの遺伝子自体の頻度がもともと低いわけですので、それを選抜するというより、むしろ淘汰するというような意識になるように思います。今後、品種全体でどういうふうに遺伝子が分布しているのかなどについて調べていただきたいなと思っています。

目に見えるものが数値として出てきているということで、私も高い評価を出されるということに関しては異論はございません。

続けて質問させていただきます。外国の方に和牛香が好まれるかどうかを調べたところの190ページですか、この分厚い資料の結果について確認させてください。国別に選択した人、しなかった人ということで色分けしていますけれども、これはその上の文章を見ると、牛肉を2枚提供したということですが、その2枚は、1枚は和牛肉で、もう1枚は和牛肉でないものをお渡ししたということだったのですか。

○俵積田技術統括役 いえ、どちらも和牛肉でございます。

○野村委員 どちらも和牛肉なんですか。

○俵積田技術統括役 はい。和牛肉を食べていただいて、どういった香りがするかというのを回答いただいております。

○野村委員 それでは、その1枚のうち、和牛香が結構強く、もう1枚は薄い牛肉なのですか。

○俵積田技術統括役 いえ、そうではございません。

○野村委員 そうじゃなくて、和牛肉を2枚渡しているということなんですか。

○俵積田技術統括役 はい、そうです。

○野村委員 それを気に入りましたか、気に入らなかったですかという調査ということですか。

○俵積田技術統括役 はい。具体的にいいますと、和牛香に近い香気成分を含むミルクであるとかココナッツ、トウモロコシ、バター、こういったものが和牛香に近い香りと言われておりますので、こういったミルク様の香りを感じますかと、ココナッツ様の香りを感じましたかというのをご回答いただいて、当然、その外国の方は和牛香と言われてもわからないので、そういったものを感じ取ったというご回答をいただいた方は、ああ、この方は和牛香というものがわかる方だと、一応判定をしているということです。

○野村委員 この下の円グラフは、和牛香を識別した人の中で、それを気に入ったか気に入らなかったということですか。

○俵積田技術統括役 はい、そうです。わかって、なおかつ、その香りがいいからこの和牛肉がおいしいと感じたと。わかるけれども、どっちかということと自分はそのやわらかさのほうで和牛肉を好むとかいう、そういう分け方でございます。

○野村委員 それでは、和牛香を識別できなかったという人も結構いるわけですか。

○俵積田技術統括役 そうですね。これはやはりアジア圏ではそもそも識別がほかの国に比べて低いという結果になっております。

○野村委員 牛肉の食味ということならば、特に和牛肉ということなので、和牛香を識別できるかできないかということも結構大きなファクターじゃないのかなと思います。それはここの結果には含まれていないわけですね。

○俵積田技術統括役 そうですね、そもそもそこはもう、まず識別できた方の中でということですよ。

○野村委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○居在家委員 私もこのアンケートについてちょっとお聞きしたいんですけども、これで何を言いたいかね。だから、外国に輸出する場合にどういう戦略で出すのというふうなことを決めたいんだろうと思うんですけども、実際アジア圏の人は余りそういう牛肉の、報道番組では香りとか言っているんだけど、認識できていないと。やわらかさ、あるいは脂肪とか、いわゆる牛肉等級ですよ、それに寄与するところが大分大きいみたいなんですよ。

だから、例えば50%としても、2枚を一つどっちを選ぶかというのは確率論的には50%というのは有意差ないですよ。だから、有意差をもってするというのは、どこら辺ぐらいから有意差が出てくるんですか。

○俵積田技術統括役 一応、今回の分析では、実は国別としましては20名以上の国のサン

プルがとれたところを、一応その国の特徴としてデータを採用しております。ただ、学会レベルとか、より高度な分析をするには、30名、40名、一つの国当たりそのぐらいの方のデータがないと、その国の傾向というのはつかめないのではないかというふうに言われております。

○居在家委員 私、これ行ったんですよね、幕張に。行って、会社の方針もあるので、餌会社なので、どういう管理をしたらいいかということで、行ってこいと言われて3月に行ったんですけれども、実際、その牛肉を輸出する場合に、どういうインデックスでもって出すのかというのは、まだ確たるものがないと思うんですね。

だから、何かもうちょっと、その香りとかという一足飛びに高級なものに行く前に、やわらかさだとか脂肪だとか、あるいは調理方法だとか、そういうところのアンケートをとられたほうが、ちょっとあの会場ではなかなか難しいんですけれども、されたらいかがですかね。いきなり香味成分とかというと、ちょっとあの人たちにとっては難しいかもしれない。

○俵積田技術統括役 この調査では、食べていただいて、どういう香りを感じましたかというような官能評価も実際やっているんですけれども、それ以外にも嗜好性調査ということで、まずそれぞれの国ではどういった調理で牛肉を食べる機会が多いですかと。煮込みで食べるのか、あるいはアジア圏みたいに薄切り肉にしたものを食べるのかとか、そういったものを選んでいただいたり、あるいは、ふだん食べている、ふだんというかお国で食べている牛肉はどういった牛肉ですかということで、日本のBMSナンバーの1から8の牛肉の写真をお見せしまして、ふだん食べている肉はどういう肉であるかというところとかも回答いただいております、ご指摘いただいたように、単にその香りだけではなくて、どういった料理法が有効かとか、あるいは部位としてもどういったものが好まれるかどうかということも分析が可能かというふうに考えております。

○居在家委員 今年も10月にあるんですよね、幕張でね。また行きますので、ぜひ。いや、輸出産業は非常に大事で、畜産物もね。だから、どういう観点で売り込みを図るかというのは、そのバイヤーにとっても非常に、バイヤーが求めているものに対してどういうふうにちゃんと提供できるかというものが一番大事だと思うので、日本の価値観をそのまま押しつけはできないので、だから、そこら辺のことも含めて提示していただければ助かると思います。

○関村室長 ありがとうございます。

吉澤委員のほうから何かご質問等ございますか、前半の部分につきまして。

○吉澤委員 飼料作物のこの I S T A の検査所としてのステータスを維持できたということで、これがもう何か3年ごとでも6回にもなっているというふうにさっきご説明されたんですけれども、すごく大変なことだと思うんですけれども、これだけやってもBなんですかね。淡々とBなんですか。

○関村室長 事務局のほうからもちょっとそこは補足説明をさせていただいて、ちょっとご審議を改めてさせていただきたいと思います。

○吉澤委員 はい。何かすごい大変なことなのにと感じてですね。

○松本改良部長 自己評価としては、ステータスを維持できたというふうなことで、引き続き I S T A の認定に基づいて評価していくということが家畜改良センターの業務として継続してやっていきますということなので、何か飛び抜けた成果があったわけではないと、我々評価してBという評価にしているところです。

○吉澤委員 淡々と、おっしゃられるのはわかるんですけれども、そこに至るまでがこの、大変なことだなと。ずっとこれを継続して、割とこの例えば数字へ、やれ120%を超えとか何とかいろいろ言われたり、特筆すべき、そういうものはないと言われても、地道にこういうことを重ねていくということがすごい大事なことなので、こういうことを評価しないと、疲弊するばかりで大変なんじゃないかなということを感じました。

○松本改良部長 ありがとうございます。そういう意味で、私、最後に I S T A の総括の部分で褒めてもらいましたというふうな話をさせてもらったところであります。ありがとうございます。

○関村室長 それでは、前半の部分は一度区切らせていただきまして、また家畜改良センターからの説明に入りたいと思います。

それでは、第1の7からの説明をお願いします。

○島森個体識別部長 厚いほうの資料で242ページになります。

牛トレーサビリティ法に基づく事務等でございます。牛トレーサビリティ法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する法律でございますけれども、これに基づきまして委任事務を実施しております。

トレーサビリティ法に基づきまして、牛の管理者からの届出を受理して、届出内容の誤記入等をチェックした上で、昨年度は1,041万件の情報を牛個体識別台帳に記録しております。

右の243ページのほうに、出生、輸入から始まって、異動情報、また死亡、と殺までの情報を記録することになっておりまして、合計で1,041万件ということでございます。

次の244ページでございます。

記録の修正・取消に関する事務を的確に実施するということで、牛の管理者等からの申出を受けて修正を行いました。約6万7千件の記録の修正または取消を行っております。また、農林水産大臣からの職権の通知を受けて、記録の修正を約3千件行っております。

次のページでございます。246ページですが、牛の個体識別台帳に記録した事項のうち公表事項について、記録後速やかにインターネットを用いて公表しております。公表の情報ですけれども、牛の個体識別情報検索サービスということで、インターネット上で公表しております。平日平均で一日当たり約13万5千頭の検索がなされております。年間にしますと、検索頭数は右の表になりますけれども、約3,900万頭となっております。

それから、少し進みまして、252ページでございます。

システムの開発・改修等の実施ということで、都道府県の試験場、農協、大学に対しまして検索サービス、届出Webシステム、これはインターネットの届出システムですけれども、に関するアンケート調査を実施しております。この調査に基づきまして、今後のシステム開発・改修の改善のための資料としております。

また、アンケートの意見を踏まえまして、検索サービスのホームページの改善を行っております。

右の253ページでございますけれども、昨年度の開発・改修でございますけれども、中期的な計画に基づきまして、新台帳データベースへの届出情報取込開発及び英語版の検索サービス開発を実施しております。その際には、情報セキュリティ対策の強化に配慮して開発を行っております。

飛びまして、256ページでございます。

牛個体識別に関するデータの活用推進ということで、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図るため、利用者の利用請求に応じてデータ提供を行っております。情報の提供件数、利用請求件数でございますけれども、402件ございました。

また、牛個体識別台帳データの一層の有効活用を推進するというところで、畜産クラウド事業、農林水産省の補助事業でございますけれども、事業実施主体である一般社団法人家畜改良事業団と農林水産省と協力しながら、畜産クラウド全国推進協議会を開催しまして、全国版の畜産クラウドシステム、これは下に注がございまして、クラウドネットワ

ークサービスを活用して牛の個体識別情報と飼養管理等の生産情報を提供するというような事業でございます。牛個体識別番号をキーとして、個体ごとの一連の情報活用が容易になるということで、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を目指すという事業でございますけれども、これについて全国版畜産クラウドシステムの構築にかかる検討を行っております。

以上でございます。

○犬塚企画調整部長 引き続きその次のページの258ページのところですが、「その他センターの人材・資源を活用した外部支援」というところで、資料4-1の評価がついているところでは、3枚目の真ん中辺になります。

いずれもBで自己評価をしております、具体的に説明をさせていただきますと、1つ目の件では、家畜伝染性疾病や自然災害が発生した際、国や都道府県などからの要請に通常業務に支障がない範囲で支援を行うという計画になっております、29年度は香川県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対し、農林水産省からの防疫対応作業への緊急要請を受けて、重機の取扱いに熟練した者を含む職員延べ13名を鳥取牧場と熊本牧場から派遣しております。

次に、支援関係ですが、九州北部における豪雨災害の際に、福岡県からの要請を受けて、熊本牧場から緊急的に粗飼料25トンの提供を行ったところでありまして、B評価としております。

○橋本理事 それでは、続きまして263ページですね。第2、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置以降でございます。ちなみに、評価につきましては、これ以降全部B評価としてございます。

まず、第1に一般管理費の削減でございます。これについては年度計画ですね、一般管理費については、対前年度3%以上の抑制、業務経費について1%以上の抑制を図るという目標に対し、それ以上の削減をしております、達成しているところでございます。

続きまして265ページ、調達合理化でございます。

これにつきましては、年度計画3行目あたりでございますけれども、調達等合理化計画の中で目標指標を設定して、取組を着実に実施すること。それから、このページでございますけれども、契約監視委員会において点検・見直しを行うこと。それから、さらには随意契約につきましてはとありまして、下から2行目ですけれども、契約審査委員会を開催してチェックを行うことという目標を立てております、それぞれ適切に実施していると

ころでございます。

続きまして、267ページでございます。情報システム導入・更新時における業務の見直しでございます。情報システムの導入・更新を行う場合には、整備を計画的に行うとともに、業務の見直しを行うようにということでございます。これにつきましても情報システムの導入ということで、一番下でございます、説明の②でございますけれども、会計システムについてですね、新システムの機能の要望等を取りまして、31年度からちゃんと導入できるように、システムについての仕様書の作成、入札等を行っているところでございます。

続きまして268ページ、これネット会議システムですね、活用による業務の効率化とございます。これについては総括のところに書いてございますけれども、一番下でございます。1年間で74回利用いたしまして、計画どおり実施したというところでございます。

次のページは、GAP手法の活用に向けた情報収集等でございます。これにつきましては、先ほど伏見課長からもご紹介いただきましたように、岩手牧場におきましてJGAPの認定を取ったということなど、しっかりやらせていただいているところでございます。

続きまして、次のページでございますが、中期計画、予算、収支計画、資金計画でございます。これについては8つのセグメントをつくって、事業と予算との対応関係を明確化するというような形で計画どおり実施しているところでございます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、285ページでございます。収支の均衡、年度計画において収支がちゃんと均衡するようというような目標を立てまして、これについても自己収入ですとか予算の執行状況を定期的に把握いたしまして、欠損を防止したという形でございます。それによって収支は均衡を図れたところでございます。

次に、288ページでございます。業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守ということで、中期計画2年目でございますけれども、収益化単位の業務を適切に実施すると。セグメント情報を開示するというところでございます。これについては総括に書いてございます。2行目でございますけれども、19の単位により予算と実績を管理する体制といたしました。

それから、一番下でございますが、8つのセグメント情報につきましては、8月1日付でセンターのホームページを用いて開示しているところでございます。

続きまして、290ページでございますが、自己収入の確保でございます。

年度計画でございますけれども、最初の2行、畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により、自己収入の確保に努めるとされておきまして、

総括欄でございますけれども、予算との比較で3億8,400万円の増という形でございます。ただ、前年比では畜産物価格が下降傾向となりましたので、前年比では2億1,700万円の減となっております。ただ、しっかり確保させていただいたと思っております。

293ページでございますが、ここは年度計画ですね、適切な配布価格の設定ということで、家畜の改良増殖に係る精液、受精卵の配布価格、それから飼料作物種子の配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響に留意しつつ、適切な価格とすることになっておりますが、これにつきましても総括に書いてございますように、民間市場価格ですとか生産コストを考慮した価格に設定しているところでございます。また、生産コストの縮減にも努めているところでございます。

続きまして、295ページでございます。

保有資産の処分でございますけれども、これについても不要財産と判断したものは除去処分とするなど必要な措置を講じております。それから、センター全体ですね、償却資産の利用状況調査を実施いたしました。さらに、前からやっておりますけれども、写真による「固定資産の見える化」の更新というのを行って、資産の現状把握に努めているところでございます。

その後は296ページ、短期借入はございませんでした。それから、不要財産はございませんでした。

という形で、次は300ページでございます。

内部統制システムの充実・強化ということでございますが、これは監事監査体制の強化ということですね。これは既に実施していることなんですけれども、監事の補助職員を2名配置した体制を継続するという目標に対し、そのとおりにらせていただいたというところでございます。

続きまして、次のページが役員会の開催。業務運営に関する重要事項について、定期的に役員会を開催して審議・報告を行う。役員会は3回開催いたしまして、重要事項についての審議・報告を行っているというところでございます。

それから、次のページでございますが、これは必要に応じて場長会議、業務検討会等を開会するという年度計画でございます。これにつきましても、場長会議を3回、それから業務検討会についても3回開催いたしまして、それぞれ議論の成果を今後の対応策等を整理し、改善に取り組んでいるところでございます。

それから、続きまして、304ページでございますが、ガバナンスの強化の中で、これは再

掲になりますけれども、ネット会議システムを使って効率的に活用しようというお話でございまして、これについても先ほど申し上げたとおり、年間で74回利用し、計画どおり実施してございます。

それから、次のページが法令遵守に係る職員教育の強化でございまして、これについても、年度計画としてeラーニングシステムを活用した法令遵守に係る職員教育を実施するという目標を立てまして、そのとおり実施したということでございます。

それから、次の業務の進行管理でございまして、行動規範等々につきまして、体制の必要に応じ見直しを行うということでございまして、組織規程等の規程の一部改正をやらせていただいたと。これによって、よりの確な対応ができるようにしているところでございます。

続きまして、業務の進行管理、次のページでございましてけれども、これについては四半期ごとに業務の進捗状況を取りまとめましてモニタリングを実施するという目標に対し、そのように実施しているところでございます。

続きまして、次がリスク管理と適切な対応でございまして、308ページでございましてけれども、これは年度計画にあるように、リスク管理対応規程に基づきまして、リスクを把握・分析・評価いたしまして、リスク対応に関する計画を策定すると。さらに、計画の見直しを行うという計画でございまして。

これに対して、この規程に基づきまして、リスクの把握・分析・評価をいたしまして、リスク対応に関する計画については一部見直しを行うという形でございました。さらに、対応規程を30年1月に一部改正するという形でございます。さらに、本所における業務継続計画を年度内に策定したという形でございます。

次に、310ページでございましてけれども、緊急時における連絡網の整備等でございまして。これについても緊急時における連絡網を整備し更新を行うなど、計画どおり実施しております。

次に、311ページ、コンプライアンスの推進でございまして。年度計画の中で内部統制監視委員会を半期に1回開催して、コンプライアンスについてしっかり周知徹底を行うと、調査等々を決めたところでございましてけれども、この内部統制監視委員会につきましては年2回開催してございます。

それから、職員調査も実施。さらに、監事と監事の補助職員による監事監査を6カ所やらせていただいております。前年度に実施した6カ所と合わせて2年で一巡という形で、

監事監査もしっかりやらせていただいているところでございます。

それから、314ページでございます。人材の確保・育成でございますが、これについては総括欄でございますけれども、人事評価、これが適切に実施されるように評価者研修を含めた実施体制の整備等々をやっております。さらに、農水省等々と人事交流をやる、さらには職員の研修をやる、さらには内部資格制度の活用という形で人材の確保・育成を図っております。さらに女性の採用や登用に向けた取組も行っているところでございます。

その次、317ページでございます。役職員の給与水準でございます。これにつきましては、総括欄でございますが、給与については役員の業績や職員の勤務成績を考慮する。国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮して、給与支給基準を定めております。さらに、ラスパイレス指数等を公表したところでございます。

続きまして、情報公開でございますが、これについては法令により公開を義務づけられている情報につきましては、ホームページを通じて適切に公開をしたところでございます。

さらに、その次でございますが、個人情報の取扱いでございます。これについては、職員の個人情報に関する意識の向上を図るとともに、法令に基づきまして適切に情報を取り扱っているところでございます。

その次、セキュリティ対策でございます。これについては、情報セキュリティに対する対応でございますが、外部専門家の指摘を踏まえて、必要な対応や手順を見直すなど、計画どおり実施しているところでございます。

その次でございますが、さらに情報セキュリティに対する各種規程の周知や教育、さらに標的型攻撃メールに対する訓練を行うという計画をつくりまして、これについては研修をさまざまな形でやらせていただくとともに、標的型攻撃メール、これを訓練もやりまして、職員に対する教育を図ったところでございます。

それから、322ページ、環境対策の推進でございますが、これについては総括欄にありますように、法令に基づいた特定化学物質等の環境測定の実施に、それから定期的な職場巡視によります作業環境の点検を行うという形で、業務活動に伴う環境への影響には十分配慮しております。

それから、グリーン購入方針を策定・公表いたしまして取り組んでおるところでございます。さらには、環境報告書も作成し公表したところでございます。

その次に安全管理でございますが、総括欄にありますように、安全対策推進本部というものを本所に設けておりまして、そこで安全衛生の年間計画をつくりました。さらに、毎

月各牧場で安全衛生委員会を開催いたしまして、安全衛生に関する事故等を未然防止する施策を実施したところでございます。

その次でございますが、安全管理でございますが、災害等における緊急時の連絡体制の整備というのがございます。これについては、人事異動に基づく修正を適宜行いまして、職員に周知を図っているところでございます。

それから、施設整備でございます。次のページでございますが、これにおきましては宮崎牧場において直接検定豚舎の新築工事を実施いたしました。

次のページでございますが、中期目標の積立金の処分でございます。前期の中期目標期間繰越積立金につきましては、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得して、繰り越しました有形固定資産の減価償却、それに要する費用ということで充当するという事になっておりまして、そのようにさせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○関村室長 ありがとうございます。

家畜改良センターの後半部分の説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

じゃ藤川委員、お願いします。

○藤川委員 この厚い資料の301ページなんですけれども、平成29年度は6、12、2月に役員会を開催してあるんですが、毎年3回ということでしょうか。

○橋本理事 大体、おおむね3回やっております。

○藤川委員 回数が問題というわけじゃもちろん、やればよいというものではないんですが、私、今まで3つ監事をしたことがあって、一つは毎週なのでちょっと多いなど。もう一つは月に2回で、これもやや多いなという感じがありますけれども、あと割と似た研究所的な組織のときは年に4回だった、3カ月おきだったんですが、もちろん独任制なので理事長が決裁をして、自分が決めたことをやってくれという組織ではあるんですが、例えば6月ぐらい、予算が大体決まって、その後執行して行って、特に今セグメント別で運営費交付金の組み替えというか、分けたりするのは12月までしかやれないじゃないですか。そうすると、進捗度合いを見て行ってどうなのかと見るときに、6月にやって次12月だと、もうそこまでしか、1回しかないじゃないですか。

例えば、先ほどの北里大学じゃないんですけれども、あれも目標があって、それに対して進捗がどうかということをチェックしていくのも、役員会である程度、私が今まで見て

きたところでは、進捗はこうです、これが遅れていますとかということ報告して、じゃ、こうしたほうがいいんじゃないかというようなことを、重要なことなので役員会で決めているんですけども、ちょっと少くないかなというような印象があったので、ちょっと気になったなということではあります。

○橋本理事 業務の進行管理については四半期ごとに取りまとめていただいたものを私どもが常勤役員の方で聞かせていただいてチェックをするという形にしておりまして、あと部長会議というような形で、常勤役員がいる場で議論はやっているんですが。

○藤川委員 でも、監事さんはいらっしゃらないじゃないですか。そうすると監事への報告はどうなるのかなと思って、やっぱり進捗管理をちゃんとやれていないんじゃないかというような機会がどうなっちゃうのかなというふうにちょっと思ったんですね。

○橋本理事 監事におかれては、監事監査も年6回ぐらいやっておられますので、その際にもいろいろ情報提供とかはできていると考えております。

○佐藤監事 監事の立場からしますと、監事監査のほうとは各牧場を回るんですけども、それ以外に契約監視委員会というようなものに出なくちゃならないと。いくつか出てくる部分があるので、なるべくその都度、理事長なり常勤の役員の方と機会がある間、会話をするというか、話をする。問題があれば、そのあたりで事前にもメールで連絡が来ますし、実際話している間にも話が出てくるということで、実際の業務の運営が進んでいる進んでいないかという部分までについては、こちらのほうでも少し幅が広過ぎるので。

○藤川委員 そうですね。なので、多分、さっきも3カ月おきに把握しているとおっしゃっていたから、それがちょうど、せめて4回というイメージがあったので、ちょっと少ないんじゃないかなという、特に6～12がなくなっちゃうから、その間が一部ないですよ、という気がしました。コメントです。

○関村室長 ありがとうございます。

その他ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、野村先生。

○野村委員 大したことではないかもしれませんが、トレーサビリティのところ244ページあたりなのですが、説明の①のところに書かれている、修正をしたものが合計で6万7千件近くあったということですが、この修正というのが、ここに書かれている文章とか説明から考えると、管理者の方からも修正してくださいという申出があって修正したものがこれだけあったということですよ。

○島森個体識別部長　そうです。

○野村委員　ということは、申出がなされていないけれども、修正できていないデータがあるということになりませんか。管理者が間違っていたから直してくださいといって直したものがこれだけあったということですよ、じゃ管理者が届けなかった、あるいは気がついていないけれども、間違っているデータがまだ潜んでいるということになると思うのですけれども、その辺はチェックのしようがないのですか。

○島森個体識別部長　ワーニングエラーということで、いわゆる登録はされるけれども、間違っているんじゃないですかというようなものもございます。

○野村委員　あり得ないような数字とかを入力した場合のワーニングですね。ところが、あり得そうな間違いは、見過ごされているということにはならないでしょうか。

○島森個体識別部長　完全にチェックというのは、なかなか難しいところがございますが。

○野村委員　ただ、6万7千件くらいがこうやって出てくるということは、他にも修正すべきものが見過ごされているものが結構あるんじゃないかなというふうに思ってしまうのですけれども、その辺はチェックのしようがないということですか。

○島森個体識別部長　それは、5年ごとに農政局が現地調査に入っていますので、その時に帳簿とかをチェックをして、改善が必要であれば、指導が行われております。

○野村委員　結構出てきますか、そういうときには。

○島森個体識別部長　そこはちょっとこちらでは把握していないんですけれども。

○野村委員　数的には把握されていないということでしょうか。

○島森個体識別部長　はい。

○藁田理事　ちょっと補足します。

確かに農家の方から修正するケースが結構多いんです。未だに、やはり結構うっかりミスみたいなのがあって、大分直してきております。トレサ法のそういうミスを極力少なくするというので、農政局が巡回指導で各生産者等に入って、だいぶ指導して、おかしかったら直してもらおうという形にしてはしておりますが、ただ、幸い、そんなには割合が多くなかったと思います。それで、農家の皆さんには我々からも何回も何回もやっているんですけれども、とにかく間違いを少なくする、あとはカバーできない部分は農政局の立入検査の中で指摘して直してもらおう、そんな形でやっております。

○野村委員　あと、興味があるので聞いてみたい点なのですが、246ページのところに一日平均13万5千頭分の検索があったと書かれていますけれども、具体的にはどういう人が検

索しているんですか。一般の消費者の方がこれだけの数検索しているのでしょうか。

○島森個体識別部長 いや、消費者も検索されていますけれども、やっぱり家畜市場ですとか食肉のと畜場、そちらで検索して、その牛の種別が合っているかなど、そういったことがかなりやられているようです。やはり価格なんかに影響するものですから、チェックをかなり厳しくして、しっかり合っているかどうかというのを確認しているようです。

○野村委員 わかりました。ありがとうございます。

○島森個体識別部長 あと、補助事業等でも使われていますので、そういったところで検索されている方もいるかもしれません。もちろん情報提供でもやっているんですけれども、検索サービスでも検索できますので、そういった使い方もあるかもしれません。

○藁田理事 補足ですけれども、今、牛のトレーサビリティは海外でも検索できるようになっていまして、英語版のサイトもあって、そういうところへ入れてもらうと、要は日本のどういうところで飼われていたかとかいうことがわかるようになっておりまして、これが日本産牛肉としての一種の身分証明書みたいな形になって、海外に売る際に、本当に日本産だということを証明するための一つのツールになっています。

○野村委員 ありがとうございます。

○関村室長 それでは、居在家委員、お願いします。

○居在家委員 岩手牧場でJGAPを取られたという、GAPを取られたということなんですけれども、GAPというのはもっと具体的な生産者というか、もっと現場に近い生産者というか、そういうイメージがあるんですね。いわゆる消費者と直結しているようなものの素材の提供ということになると思うんですけれども、改良センターでこういうGAP制度を積極的に取りにいこうという背景をちょっと教えてください。

○関村室長 それはこちらから。29年3月にGAPの仕様書ができて、GAPの取得をできるような体制をとりました。それで、改良センターにはモデル的な事例ということで積極的にとっていただいて、それを広げていただく役割を実は期待しております。それで、岩手牧場は農場HACCPを取っている農場ですので、かなりGAPに親和性があるものですから、そこに早く取り組んでいただいたということは、こちらでも感謝しておりますし、逆に他の生産者の方に広げていただくような場を提供していただいて、どんどん進めていただければと思っています。

現在、JGAPの認証取得は32件でございます。2年後ぐらいには1,000件以上を目指して今頑張っていますので、是非ともどんどんPRをしていただければなと思っています。

○居在家委員 わかりました。何か今、オリンピックの食材の提供でGAP制度というのがあって、新聞によるともうオーバーフローしているからいいよみたいなことも書いてあるんですね。だからそういうので、例えばいろんな食料品があるわけですがけれども、畜産品としてどういう状況かと思って、ちょっと興味があったものですからお聞きしました。

○関村室長 ありがとうございます。

○藁田理事 今、センターでは、岩手牧場に続いて、奥羽牧場でも取り組んでいるところです。奥羽牧場は肉用牛の生産をだいぶ行っておりますので、こちらの方でもできましたらGAPを取り入れていきたい。GAPはその牧場における生産性を向上する観点、また作業のミスを減らすという観点でも効果があると考えておまして、牧場の内部生産性を上げる意味でも重要ではないかと考えており、できればもう少しGAPを取りたいと考えております。

○居在家委員 作業工程も含めて、かなりトレーニングというか教育が必要ですか。

○藁田理事 そうです、言われるとおりです。職員一人一人が日々の作業工程を間違いなく進めるということが当然必要になりますし、そのことによって、例えば、畜産物を生産する上での事故を減らすという効果も期待できますので、できればもう少しセンターとしても頑張りたいと思っています。

○居在家委員 HACCPとの関係はどうなんですか。

○藁田理事 HACCPはやっぱり衛生にかなり重点を置いており、かなりGAPと重なるところもあるんですけれども、HACCPとGAP、できれば両方取れば良いと思っています。今、まずGAPについて、奥羽の方で取り組みたいなと思っています。

○居在家委員 わかりました。ありがとうございます。

○関村室長 ありがとうございます。

吉澤委員、後半の部分についてよろしいですか。

それでは、次に資料4-2について、事務局の方から平成29年度業務実績の評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項について説明させていただきます。

○珠玖課長補佐 それでは、資料4-2でございます。私の方から説明させていただきます。

これまでセンター側の方からご説明、既にあったものもあり、重複する部分もあるんですけれども、改めての部分を含めまして説明させていただきます。

業務実績の評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項ということで、こちら

のほうで3つ事項を取り上げてございます。

まず①でございますけれども、放射性セシウムの移行・吸収調査についてでございます。先ほど概要、もう既にごございましたけれども、若干また繰り返しになる部分もありますけれども、説明させていただきます。塩化セシウム、これ概要の部分でございますけれども、塩化セシウムを供試牛10頭に投与して、飼育直し期間中に血液、尿、糞並びに解体時の牛肉及び臓器からサンプルを採取する。それで生体内の塩化セシウムの衰退状況を北里大学において分析するため、ラットを用いた予備的知見等に基づき同大学にてICP-MS分析装置を用いて検量線を作成。しかし、作成した検量線を活用したサンプル分析について、装置の納品が遅れるとともに、装置稼働させるための調節に時間を要したために、年度内のサンプル分析、未完了に終わったというものでございます。

センターからの自己評価はCということでございます。

留意点でございますけれども、年度計画では「放射性セシウムに汚染された飼料の給与による放射性セシウムの移行・吸収動態を調査するとともに、清浄飼料の給与による牛生体内の放射性セシウムの減退期間を検討する」となっておりますのでございます。

この塩化セシウムの濃度を測定する担当は、共同研究契約相手である北里大学になります。先ほど説明がありましたけれども、センターから北里大学に対しまして、再三、進捗状況の確認や督促を行ってきたところでございます。なお、このサンプル分析については、今年の6月下旬には終了しているところでございます。こういったことを考慮して評価をする必要があるのかなというふうに考えております。

それで、事務局の考えといたしましては、まず計画どおり業務が完了しなかったという点でC評価というのは妥当ではないかと考えます。ただ、業務が完了しなかった要因については、センター側にあるのではなく北里大学にあるということ、また、センターもその間何も対応を行わなかったというわけではなく、再三にわたる進捗状況の確認や督促を行っているところでございます。しかし、北里大学側のほうでは年度内での分析が可能である旨の回答をしております。センターとしては、年度内の完了を目指すための努力をしていることは考慮するべきではないかなというふうに考えております。

したがって、この評価についてはCというところではございますけれども、ここの資料の[C]、※印をつけてございますけれども、評価書の備考欄に共同研究者の分析が遅れたため、結果的にセンターの目標が達成できなかった旨を記載したいというふうに考えてございます。これが1つ目でございます。

次に、これもお話、出た話でございますけれども、I S T Aの検査所としての認定ステータスの維持についてでございます。

概要についてでございますけれども、長野支場では、I S T A国際種子検査証明書を発行できる権限を有し、日本で唯一、飼料作物種子に特化した幅広い検査を実施しております。3年ごとにI S T Aの監査を受けて再認定されることが必要となります。

種苗の検査に係るマネジメントレビュー、技能試験、内部監査等、品質管理活動への実施、I S T Aの査察への的確な対応等により、平成30年2月23日付でI S T A認定検査所としての認定ステータスを維持しております。

センターの自己評価はBということでございます。

留意点でございますけれども、年度計画には「種苗の検査に係るマネジメントレビュー、技能試験、内部監査等の品質管理活動への実施、I S T Aの査察への的確な対応等により、I S T A認定検査所としての認定ステータスを維持する」こととなっております。

今回の監査において、I S T A監査員より良好な評価を得ているというふうに伺っております。具体的には監査員の求めに応じて、品質記録をすぐ提示し、説明することができしており、検査及びシステム活動に関して非常に正確な記録を有している。

(b) のところでございますけれども、関係職員ごとに研修記録や履修状況等を整理し、しっかりとした研修が行われている。

(c) 新入職員やパート職員も含め同じ作業手順で検査可能な体制が整備され、組織として透明で良好なコミュニケーションを有している。

(d) 監査員の意見に対しては、その内容を確認し、必要な改善措置を直ぐ検討するなど、監査員への情報提供及び意見の受入れに対しオープンで熱心である。

(e) でございますけれども、I S T A証明書発行のためのプロフェッショナルな試料採取及び検査について、チーム力を発揮しているなどがございました。

事務局の考えといたしましては、センターはこれまで前回、3年前でございますけれども、監査において指摘を踏まえて検査体制、記録の整備に力点を置いて体制整備を行ってきております。具体的には、これまで品質システムの決まりごとを記載したものである品質文書、これ3層に分かれております。品質マニュアル、作業手順書、作業指示書に区分して管理してきておりました。この作業指示書の数が増加をしてきておりました。この品質文書の確認に時間を要することが出てきておりました。それによって、間違いを引き起こすなど、おそれがありましたので、この作業指示書を、作業手順書ですね、S O Pの方

に統合する大幅な見直しを行っています。

また、試料採取については、十勝牧場、熊本牧場においても実施しておりまして、これらを実施する職員が作業手順書にしたがった手順がとられていることを長野支場の責任者が直接指導する、あるいはテレビ会議での指導を通じて確認するという仕組みを整備しております。そういった検査運営の見直しを行っているということでございます。

このことはI S T Aの監査結果にも表れ、指摘事項、「S、重大な不適合」、これは即座に改善が必要な事項という位置付けでございますけれども、これは3カ月以内に是正措置の報告が必須な事項なのでございますけれども、前回この指摘を受けた項目は17項目ございました。しかし、今回のこの「S、重大な不適合」という指摘を受けた項目は5項目に減ってございます。こういった関係で、これまでのこういった取組が改善、成果、という形で出ていたのではないかなというふうに考えております。

このことから、計画を上回る成果が得られたものというふうに考えまして、これはA評価が妥当ではないかというふうに考えてございます。

それから、3つ目でございます。緊急時における支援についてでございます。

概要でございますけれども、香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生の際、農林水産省から防疫対策の作業への緊急要請を受けて、重機の扱いに熟練した職員を含む延べ13名を派遣しております。

これらの支援に備え、各牧場から速やかな職員の派遣が可能になるよう連絡体制を整備しておくとともに、各牧場等連絡担当者の個人電話へのメール送受信を行って緊急連絡体制の整備、確認を実施しておるところでございます。

センターの自己評価はBということでございます。

留意点といたしまして、まず年度計画ですけれども「国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援を行う」というふうになってございます。

結果的に陰性になったものも含めて、この疑いの事例の第1報が入った段階で速やかに各場の職員、派遣可能人数を確保し、出動体制を整えてございます。

また、休日や勤務時間外は管理職員持ち回りで当番制で緊急時の連絡体制をとっております。疾病発生後の緊急対応のための訓練についても年度内に2度実施してございます。迅速な対応が可能となるよう準備しておるところでございます。また、長期休暇でござい

ますね、年末年始あるいはゴールデンウィークにおいては、緊急支援要請に備えてあらかじめ要員を確保しているということをしておるところです。こういう点を考慮する必要があるのではないかなと考えてございます。

事務局の考えといたしましては、要請を受けた場合に支援、また対応したということが計画どおり順調に実施されたということで、この時点ではB評価ということになるかと思えます。

しかし、これに加えて迅速な対応をとるため準備を十分行っているということは、この初動防疫の対応への貢献、防疫措置の早期の完了、そして行き着くところ、畜産振興に大きく貢献しているものというふうに判断するものであります。

また今回、訓練、無通告で机上演習を行っている。これまでは、予めやりますということと言って訓練を行っていたところですけども、今回は無通告で訓練を行うなど、さらにそういった訓練、準備ということもしっかり実施しているということでございます。

このことは、当初の目標を大きく上回る成果が得られているというふうに考えますので、A評価が妥当ではないかというふうに事務局では考えるところでございます。

以上でございます。

○関村室長 以上、事務局のほうで3点ご説明をさせていただきました。自己評価を大臣評価案で変えるのは2カ所だけですが、変えなくても備考欄に理由を明記してはっきりさせるということで、今回御意見を伺いたいと思います。

では、御質問、御意見をお願いいたします。

では、藤川委員、お願いします。

○藤川委員 いくつか確認をしたいんですが、最初のセシウムの件に関して、再三の進捗状況の確認や督促というふうには書いてあるんですけども、単純にやっていますか、やっていませんかという確認をただけではもちろんないと思うので、どの程度の進捗の確認や督促だったのか。当然、何かをやってもらうに当たっては、あちらの線表があって、どこまで進んでいるのか、何がだめなのかということのチェックをちゃんとしていたのか、どのぐらいの時点で、これはだめだなと思われた時点が多分あるんだろうけれども、そのあたりがちゃんとやっていたのに、やっぱり向こうがだめだったということなのかどうか、そこをちょっと確認したいなと思いました。

I S T Aの件に関しては、これは良好な評価というのは、あちらから文書か何かで、(a)～(e)に書いてあるようなことが何かに書かれて出てきたものなのかどうか、口

頭なのかどうかというあたりもちょっと確認をしたい。16項目から5項目になったということなので確実に進捗が大きくみられるのかなと思いましたけれども。

あと、3番目に関しては、予告なし訓練というのは初めてということによろしいんですね。じゃ、概ねいいと思うんですけども。

○関村室長 以上3点ですね。

○俵積田技術統括役 まず、1点目につきましては、まずそのサンプリングのスケジュールが、最終的にサンプル採取が終わるのが2月までかかってしまいます。それで、その機械を実は今回一部の機械を導入しなくてはならなくて、それを2月に北里大学が導入したんですけれども、導入した当時、なかなかすぐ動かなかったということでございます。

その時点で私どもは、年度内に終わるのかという話を確認しているんですけども、この時点で機械が動き出せば2週間程度で分析が終わりますということだったので、2月に機械が設置をされておりますので、そこで終わるだろうというふうに期待をしていました。ただ、それが動き出してもなかなか安定して動かなかったということで、3月に再度確認をしておるんですけども、3月のセンターの最終的な評価の会議、ここには一部のデータしか出せませんと、全部はとても機械が、測定が安定しないので一部しか出ないということで、この時も評価会議には間に合わないということになったんですが、評価会議には間に合わないけれども、年度内に全ての分析は終えて、最終的なその評価会議の後に評価委員の先生方から評価を提出していただくまでには改めて分析結果を評価委員の先生方に送りますということで、評価会議では一応、評価委員の先生方にはお許しをいただいて、北里大学に改めて年度内に終わるように確認をしたんですけれども、これも3月の中旬にやっと動き出したということで、年度内に間に合うかどうかということだったんですが、3月下旬になりまして、分析が全部は終わらないという連絡をいただいた。ここでもう完全に年度内に分析を終了できなくなったという状況でございます。

○藤川委員 2月に導入というのは、もともと当初の計画で決まっていた、この話だと思うものが、2月に機器が入ったというのは、それが遅いんだと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

○俵積田技術統括役 これも実は経緯がございまして……。

○藤川委員 きっと何かいろいろあるんでしょうね。

○俵積田技術統括役 実は当初分析は北里大学ではなくて、六ヶ所村にある日本原燃、原子力関係の機関で分析をする予定にしていました。それは、その機械を借りて北里大学

が分析に行くということにしていたんですが、その機械を借りるということで、北里大学から何回か行かなきゃいけないとか、機械を借りられる時間が限られるといった問題がありました。その後、よくよく調べてみたら、北里大学のほうでその分析機器があることが判明し、一部のアタッチメントを足せば分析ができるということで、北里大学のほうで、これはもう日本原燃に行くのではなくて、自分たちのところで分析をしますという方針に転換しました。その方針が決まったのが10月ぐらいです。それを北里大学がメーカーというか機械の業者に発注をしたんですが、この業者のほうがなかなか納品が遅れてしまって、最終的に2月になってしまったというところです。

その時点で、先ほど申し上げたとおり、そこで入れれば何とか、分析が始まってしまえば2週間で終わるということだったので、何とか間に合うのかなと思ったんですが、なかなか安定して作動をしなかったというような経緯でございます。

○藤川委員 誰もが知っている問題ということなんでしょうね。

○関村室長 まさしく今、説明があったとおり、年度内にできるかどうかという分かれ目が、実はセンターの中の評価会議というのが3月16日にありました。そこで2週間ぐらいの間でできれば、本当に年度内でできたところ、それに向けてせっついていたんですができなかったという結果論になりましたので、かなり事情をご理解いただけるものかと思いますが。

○松本改良部長 2つ目のI S T Aの話ですけれども、こちらに関しては文書ではありません、口頭です。それで、これにつきましては、ちょっとこの中では触れられていないんですけれども、I S T Aのほうでも抜き打ち検査のようなものがありまして、というのは、I S T Aの加盟国は83あるんですけれども、その会員に向かって、ばっとI S T Aのほうから種をまく、これは何でしょうという、そういう検査の、確認についての検査をやるんですね。

それについて、家畜改良センターも当然それを受検して、I S T Aの方に結果を返して、I S T Aの方であのA、B、Cの合格判定をするんですけれども、それも家畜改良センター、そこそこの成績を出してきたというふうなところも踏まえての、先ほど珠玖班長の方からあった、I S T Aの方からの口頭での総括になったというふうなことだと考えています。

○関村室長 じゃ3点目の。

○犬塚企画調整部長 3点目の関係は、ご指摘のとおり初めてやりました。実際に連絡が

つくつかないかというのも確認しなきゃいけないということで、抜き打ちでやらせていただきました。まずは、職場のメールと、あと個人携帯でやったところ、個人携帯の方ではパソコンからのメールを受信しないモードとかに指定していた人が何人かいたので、そういうことも判明したということがわかっております。

○関村室長 では、ほかにご質問。

じゃ野村委員、お願いします。

○野村委員 今の I S T A のところで、監査員からの評価を得たというところなんですけれども、私は I S T A についてあまり知識がないのですが、これは3年ごとに更新されていくというものです。

○松本改良部長 そうです。

○野村委員 この監査員からのこのコメントというのは、この3年間の取組に対する評価なのでしょうか。

○松本改良部長 3年間の取組というよりも、そのときの監査した時点の家畜改良センター長野支場のその技術レベルと、その文書の整備状況の評価であります。

○野村委員 今回はこの平成29年度の業務評価ということに、29年の活動とみなしていいわけですね。

○松本改良部長 そういことです。この I S T A の監査を受けたのは平成29年度の中で受けた話なので。

○野村委員 いや、この3年間のいろいろ積み重ねに対して、こういう良好な評価を得たというのならば、この年度内の評価にはちょっとそぐわないことで、中期の評価とかのときに考慮すべき点かなと一瞬思ったんですけれども、そうじゃないということなんです。

○松本改良部長 我々の業務の目標としては、その I S T A のステータスを維持しながら検査をしていくことになっているので、平成29年度に関しては維持するための監査というのが節目としてあったので、無事 I S T A の監査、認定所としての資格をステータスを維持することができたということで、29年度の成果であるということで、こんな形で報告させてもらっています。

○野村委員 わかりました。

○関村室長 では、他にご質問等いかがでしょうか。

なければ、それでは、こちらの方から提示させていただいた形で、ちょっと内部の方で検討して進めさせていただきたいと思います。

じゃここまでのところで、いろいろご意見等いただいたところがありますので、確認の意味も含めまして、改めて整理をさせていただきます。

○珠玖課長補佐 そうしましたら、私の方から今までのご意見いただいたもののポイントといたしますか、整理をさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの私の方から説明させていただいた3つの点ですね、この点についてでございます。

まず、セシウムの件でございます。セシウムの件、これについては実際に年度内に分析ができなかったという事実はありましたので、業務の実績としてはCになるかなというところでございますけれども、さらにこの備考欄ですね、共同研究者の分析が遅れたという、この※印の部分ですね、この部分についても加味した形でやるというようなことも考慮しながら評価をしていくということでございます。

それから、2つ目のI S T Aの部分でございます。この部分についても今回口頭ということではありましたけれども、それまで取り組んできたものについて、しっかりそこは評価をしてもいいのではないかというようなコメントもいただいたところでございます。

○関村室長 その他に、いただいたところの意見は議事録でも残りますけれども、役員会の回数の話についてご意見はいただいております。ほかに調査・研究のところ、野村委員と居在家委員からそれぞれ黒毛和種牛肉の嗜好性に関するところでのご指摘をいただいたところ、あと、その他に有用形質の遺伝子等の解析の部分でいただいたところについては、これは明確に議事録等で盛り込ませていただきたいと思いますと思っております。

この他、細かいところでいただいた意見についても、改めてそこは確認をした上で、しっかりと議事録に盛り込ませて、確認を受けることとさせていただきたいと思います。

それでは、事務局より今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

○珠玖課長補佐 そうしましたら、資料7でございます。今後の評価スケジュールということで、1枚紙になってございます。

本日、各委員の先生方からいただいた意見を踏まえまして、畜産振興課において評価書案を作成いたします。それで、点検部局である大臣官房の広報評価課において点検後、決裁手続という段取りになります。

まずこの7月下旬ですね、本日の会議資料について農林水産省ホームページでの公表を行いたいと思っております。

8月にかけて評価書の作成という段取りになります。

8月下旬になりまして、評価書の決定・公表及びセンターへの評価結果の通知でございます。官房において他法人の評価との整合性を点検する必要があるがございますので、結果的に委員の皆さんのご意見を反映させることができない場合もございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

さらに、9月中に議事録の公表をする予定でございます。さらに、11月～12月にかけて総務省の独立行政法人評価制度委員による点検を行うというスケジュール感になってございます。

それから、卓上の配布資料につきましては、特許や他者との共同研究との知的財産の取扱いの観点から非公表ということとしておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○関村室長 以上で今回の議事で予定していたものは終わります。

最後になりましたが、家畜改良センターの入江理事長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○入江理事長 本日は委員の皆様、お忙しいのに長時間ご検討いただきまして、まことにありがとうございます。また、事務局を担当していただきました農林水産省の畜産振興課の方々にもお礼申し上げます。

今日も説明させていただきましたように、センターの業務というのは非常に多岐にわたっております。そのほとんどがかなり地道な仕事というか、家畜を飼い、飼料作物を生産し、また検査をしたり、調査をしたり、多くのデータを解析したりというような業務が大半になっております。そういった意味では地味な仕事で、今日も委員の先生方から評価をいただきましたことはありがたく思っております。

また、我々のデータというのは、実践と結びついているために、よもや失敗すると多くの方々に迷惑がかかってしまうというような性格もあります。我々としましても、これ本当に裏方の仕事なんです、成果を地道に発表しながら、皆さんに役立たせたいという気持ちを強く持っております。

また、一部ちょっとセシウムの件では大学との連携ということでうまくいかなかった点もありますけれども、我々としましては多くの家畜を飼って、なかなかこういった家畜を飼っているという機関が少ないもので、これを有効に活用できるということで、やはり多くの方々や、大学などの機関と連携して実用的な成果を出していきたいというふうに考えております。

では今後ともセンターのことをよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○関村室長 委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上で農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後 3 時 2 4 分 閉会